

特許法施行規則の一部を改正する省令案に寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方

通し 番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
<b>&lt;改正特許法施行規則案について&gt;</b>			
1	改正前の特許法施行規則第27条の3の3第3項に定める事項を記載した書面が施行前に提出された場合について、施行後にも米国から書類が提供される余地があれば、施行後でも改正前の同条第2項が適用されるような経過措置が必要と思われる。 逆に、改正前の同条第3項に定める事項を記載した書面が施行前に提出されていても、施行後では米国から書類が提供されなくなる場合、特許法第43条第6項の通知の有無、あるいは、米国から書類が提供されるには施行日のどれほど前に所要の手続を済ませるか又はWIPOのDASに切り替えるのが推奨されるか等、出願人への注意喚起が望ましいと思料します。	今回の改正に当たっては、附則第2項において、改正後の規定は省令の施行後にする特許出願又は実用新案登録出願に適用され、この省令の施行前にした特許出願又は実用新案登録出願(施行後に優先権の主張が追加された場合を含む)については、従前の例による旨の経過措置を設けています。	個人
2	欧州特許庁がアメリカ合衆国から電子的交換を受ける場合について、改正前の特許法施行規則第27条の3の3第2項第3号口(改正後の同項第2号口)の「アメリカ合衆国」が維持されているのは、今後もアメリカ合衆国と欧州特許庁との間では継続されるためでしょうか。	御指摘のとおり、米国特許商標庁と欧州特許庁、及び、日本国特許庁と欧州特許庁の間では二庁間による優先権書類の電子的交換が継続されるため、改正後の特許法施行規則第27条の3の3第2項第2号口において「アメリカ合衆国」は維持されます。	個人
3	改正案の特許法施行規則第27条の3の3第2項第2号二において、「特許法第四十三条第五項」は、「同法第四十三条第五項」でもよいと思料します。	御指摘を踏まえ、特許法施行規則第27条の3の3第2項第2号二における「特許法第四十三条第五項」を「同法第四十三条第五項」に修正いたします。	個人
4	特許庁殿からのアクセスコードの提供方法について、出願人の利便性向上と業務ミスの抑制のため、現行のリスト形式での提供の他、案件毎の提供もしていただきたい。	御意見を踏まえ、同時に複数の出願をされた場合に、案件ごとのアクセスコードを、更に簡便に確認し得るような仕組みの導入を検討いたします。 なお、現在でもインターネット出願ソフトから、アクセスコードが記載された受領書のXMLデータを出力して、出願番号ごとのデータに加工して御活用いただくことは可能です。	企業
5	将来的な要望として、出願人による承諾を前提にアクセスコードの記載は不要となるような規定とすべく、各国特許庁またはWIPOに働きかけていただきたい。	より安全性の高いサービスの確保の観点からアクセスコードの記載をお願いしておりますが、頂いた御意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。	企業
6	貴庁では、この度の改正の目的を「対象庁の拡大が容易で、かつ、より安全性の高い優先権書類のデジタルアクセスサービス(DAS)を通じた優先権書類の電子的交換へ一本化すること」としています。しかしながら、二庁間PDXの廃止がこの目的を充たすものとは考えられません。  1) 以下の点から、二庁間PDXの廃止は法令改正の目的と不整合であると考えます。 (1)「優先権書類の電子的交換へ一本化すること」について 二庁間PDXを廃止したとしても、優先権書類の提出が残っている限り、DASに一本化はできないため、目的は達成できません。 (2)「対象庁の拡大が容易」について DASが「対象庁の拡大が容易」であるならば、二庁間PDXの廃止よりも、優先権書類の提出を廃止することが優先すべき命題と考えます。 (3)「安全性」について DASは、デジタルアクセスコードが必要なため、アクセスコードの転記ミスや漏洩のリスクがあり、出願人にとっては安全性が高い手続きとは言えません。  2) さらに、この度の法令改正は、特に二庁間PDXの対象国に出願の多い出願人にとっては、アクセスコードの管理や関係者間での通知手続等、多大な事務処理の負担増を強いるものです。	1)(1)、(2)につきまして、従来、出願人がパリ条約に基づく優先権主張をする際には、第一庁から紙媒体の優先権書類を取得し、出願人自身が第二庁へ当該優先権書類を提出する必要がございました。このような出願人による紙媒体での手続に代えて、優先権書類を庁間で電子的に交換することで、出願人の手続負担やコスト負担の軽減を実現しています。 現在、優先権書類の電子的交換の方法としては、元々大規模庁間で用いられていた、二庁間で優先権書類を電子的に交換する二庁間PDXと、その後発展してきた、世界的な所有権機関(WIPO)を仲介として各国の特許庁間で優先権書類を電子的に交換するDASの2種類が存在します。そして、現状において、日本国特許庁と米国特許商標庁との間では、この2種類の手法が併存している状況となっております。 DASが有するメリットの一つとして、WIPOの間でのみ通信を確保すれば良いため、対象庁の拡大が容易であることが挙げられます。DASを促進することで、結果として、紙媒体の優先権書類の提出を省略することが可能となるケースがますます増えていくことが期待されます。 更には、世界中でDASを促進するに当たっては、従来の二庁間PDXについては順次廃止し、DASを電子的交換のスタンダードな方法として位置づけた上で対象庁の拡大に向けて働きかけることが有効と考えられます。また、電子的交換のために、二庁間PDXとDASの2種類のシステムを維持・メンテナンスし続けることは、コストの観点からも困難です。  1)(3)につきまして、DASが有するもう一つのメリットとして、出願番号とアクセスコードの組み合わせで認証を行うために、安全性が非常に高いことがあります。また、アクセスコードの転記ミスなどにより電子的交換が出来なかった場合につきましては、手続補正書を提出してアクセスコードを補正することで電子的交換が可能になるため、誤記訂正は可能です。 このように、対象庁の拡大が容易で、安全性の高いDASへと一本化することが、今回の改正の趣旨でございます。何とぞ御理解をいただけますと幸いです。  2)につきまして、従来のDASにおいては、出願人がWIPOの提供するウェブサイトへアクセスして第一庁から発行されるアクセスコードを登録し、更にWIPOの管理するアクセス管理リストにより電子的に優先権書類を取得することを許可する庁を選択する仕組みが採用されておりました。 このような、煩雑な手続を簡素化することを目的として、日本国特許庁では、2013年3月よりDAS2.0を採用しています。DAS2.0によれば、出願人は第二庁への出願時にアクセスコードを願書に記載する等の簡素な手続のみで優先権書類の電子的交換を利用することが可能となり、これによりDAS利用のための事務負担は大きく軽減されました。 さらに、従来、第一庁が日本国特許庁である場合には、出願人がアクセスコードを取得するためにはアクセスコード付与請求手続を行う必要がありましたが、2016年3月より、原則全てのオンライン出願についてアクセスコードを自動付与しております。 このように、DASの利便性は一定程度向上しておりますが、御意見を踏まえ、同時に複数の出願をされた場合に、案件ごとのアクセスコードを、更に簡便に確認し得るような仕組みの導入を検討するなど、更なる利便性の向上に努めて参ります。	企業